

---

# 豊山町都市計画マスタープラン

---

現行計画の検証  
都市計画審議会

令和元年12月4日

豊山町



## 現行計画の検証

現行計画の各種方針における進捗状況等を整理しました。

### 1. 土地利用の方針

#### 【実施状況】

現行都市計画マスタープランの「土地利用の方針」の施策（方針）は、本編 P39～49 に示しています。

施策(方針)数	15件
うち完了	0件
うち計画中・事業中	13件
うち未着手	2件

#### 計画中・事業中

- ・『「土地利用維持ゾーン」の良好な居住環境の保全に努めます。』、『「工業地区(航空宇宙関連産業)における小道地区地区計画の決定』については、施策・方針に基づき、地区計画の指定は完了しています。
- ・「地域振興関連地区(リザーブ用地)」については、施策・方針に基づき、町道9号線を整備中です。
- ・「地域交流地区」については、施策・方針に基づき、大山川緑道事業により整備中です。
- ・「農業地区」、「暫定農業地区」については、開発許可、農地転用基準の適正な運用で施策・方針に基づき、進めています。  
⇒しかしながら、本町における「産業ゾーン」として活用できる箇所がほとんどなくなりつつあるため、将来的な方向性・方針については、「暫定農業地区」、「農業地区」についての位置づけ等の変更も必要とされます。

#### 未着手

- ・(都) 空港中央線北側の栄・東川地区の「土地利用転換促進ゾーン」は、市街化や駐車場利用が急速に進行したため、計画的な誘導が難しくなりました。
- ・南部の志水・流川・野田地区の「土地利用再編ゾーン」は、個別及び民間の宅地開発などが進行し、当該地区の低未利用地を活用した公園整備等が難しくなりました。  
⇒このため、土地利用転換促進ゾーン及び土地利用再編ゾーンについては、他の土地利用の位置づけに変更することが必要とされます。

## 2. 都市施設（道路交通体系）の整備方針

### 【実施状況】

現行都市計画マスタープランの「都市施設（道路交通体系）の整備方針」の施策（方針）は、本編 P50～53 に示しています。

施策(方針)数	7件
うち完了	2件
うち計画中・事業中	5件
うち未着手	0件

#### 完了

- ・『「都市の骨格を形成する道路」の(都)空港中央線・豊山西春線・豊山水分橋線の工事は完了しました。

#### 計画中・事業中

- ・「公共交通、自転車・歩行者ネットワークの主要軸を形成する幹線道路」については、歩行者、自転車の安全確保」を目指し、今後「自転車ネットワーク計画の策定」を位置づけ、推進していきます。
- ・「その他の自転車歩行者ネットワーク」については、大山川緑道事業により整備中です。
- ・「利用しやすいバス・ネットワークの形成」は、「豊山町地域公共交通網形成計画」を策定し、これに基づくバスルートの見直しやパンフレットの作成などを進めています。
- ・名濃道路については、国道41号上空区間については整備済みとなっています。
- ・「都市のにぎわい軸」を形成する幹線道路として位置づけられている道路の内、都市計画決定されていない一部区間の歩道部の確保等、道路改良については、地元の意向等を確認するなどを実施しています。  
⇒このため、計画中・事業中の都市施設（道路交通体系）の整備方針については、将来も継続していくことが必要とされます。

### 3. 都市施設（公園緑地）の整備方針

#### 【実施状況】

現行都市計画マスタープランの「都市施設（公園緑地）の整備方針」の施策（方針）は、本編 P54～59 に示しています。

施策(方針)数	8件
うち完了	0件
うち計画中・事業中	5件
うち未着手	3件

#### 計画中・事業中

- ・「緑のネットワークの整備方針」については、大山川緑道事業により整備中です。

#### 未着手

- ・街区公園については、標準規模（2,500 m<sup>2</sup>）・標準誘致距離（250m）などに基づく計画的な設置に至らなかった。

⇒このため、街区公園の設置については、町内の児童遊園やスポーツ広場などの代替機能・施設の活用などを位置づけていくことが必要とされます。

### 4. 都市施設（河川・下水道）の整備方針

#### 【実施状況】

現行都市計画マスタープランの「都市施設（河川・下水道）の整備方針」の施策（方針）は、本編 P60～61 に示しています。

施策(方針)数	2件
うち完了	0件
うち計画中・事業中	2件
うち未着手	0件

#### 計画中・事業中

- ・「河川の整備方針」については、大山川緑道事業により整備中です。
- ・下水道については、市街化区域を優先に整備中です。

⇒このため、河川・下水道については、その整備を位置づけていくことが必要とされます。

## 5. 市街地整備の方針

## 【実施状況】

現行都市計画マスタープランの「市街地整備の方針」の施策（方針）は、本編 P62～64 に示しています。

施策(方針)数	8件
うち完了	0件
うち計画中・事業中	5件
うち未着手	3件

## 計画中・事業中

- ・「2項道路」については、道路後退部分の寄附や道路利用の申告に対する課税特例及び平成30年度からは危険ブロック塀の撤去の補助制度を導入しています。
- ・「市街化振興地域における住宅市街地整備の方針」については、民間宅地開発事業者による良質な住宅・宅地の供給を町の開発指導要綱の徹底により、継続しています。
- ・「産業系市街地の整備方針」については、小道地区での地区計画の指定に次いで同地区の市街化区域編入が平成31年3月完了しました。
- ・「都市の活力の維持増進や地域活性化を目的とした良好な工業系・商業系の開発」については、国・県の航空宇宙産業の展開について情報収集を進めている状態にあります。
- ・「産業立地の基盤となるアクセス道路整備」については、町道9号線の整備を進めています。

## 未着手

- ・低未利用地などの活用した公園・広場等の確保（個別確保及び区画整理実施する場合）については、「都市施設（公園緑地）の整備方針」にも整理したように、標準規模・誘致距離などに基づく計画的な設置に至らなかった。  
⇒このため、市街地整備の方針では、「都市施設（公園緑地）の整備方針」と整合を図ります。

## 6. 景観形成の方針

### 【実施状況】

現行都市計画マスタープランの「景観形成の方針」の施策（方針）は、本編 P65～67 に示しています。

施策(方針)数	7件
うち完了	0件
うち計画中・事業中	6件
うち未着手	1件

#### 計画中・事業中

- ・「空港ターミナル、大規模集客施設、名古屋市中心卸売市場北部市場のアプローチ部などの拠点となる施設とその周辺地区の特徴ある景観を保全、形成」については、(都)空港中央線の4車線化に伴い歩道等の整備を進めるなど、空港の顔としての景観の整備を進めています。
- ・「道路等の緑化及び屋外広告物規制等による良好な都市景観の形成」については、県屋外広告物条例に基づく、屋外広告物の指導及び違反広告物の撤去などを進めています。
- ・「工業地における周辺環境との調和や工場独特の景観についての配慮」については、小道地区地区計画で景観に配慮した工場建設及び周辺住宅との緩衝帯としての緑道の整備を進めました。
- ・「大山川の水辺景観の美化、それに沿った道路、宅地の緑化などによる水と緑の景観軸の形成」については、大山川右岸沿いの道路新設事業に伴い、臨空公園（神明公園）から(県)水分橋線に接続する歩道の整備事業を計画しています。
- ・「緑豊かで秩序ある田園景観をまもり・つくる」については、臨空公園（神明公園）の緑化充実を進めており、現在は適切な維持管理による緑地の保全を行っています。
- ・「田園景観の保全」については、農地パトロール等による農地管理の指導を進めています。

#### 未着手

- ・「住宅地等における地区計画等によるまちづくりのルールづくり」については、未着手となっています。

⇒このため、地域生活者の建築や民間開発とともに、まちづくりのルールづくりに向け、今後も継続して位置づけていくことが必要とされます。

## 7. 環境共生・防災・人にやさしいまちづくりの方針

## 【実施状況】

現行都市計画マスタープランの「環境共生・防災・人にやさしいまちづくりの方針」の施策（方針）は、本編 P68～70 に示しています。

施策(方針)数	13件
うち完了	0件
うち計画中・事業中	13件
うち未着手	0件

## 計画中・事業中

- ・「過度に自動車に依存しないまちづくり」については、「豊山町地域公共交通網形成計画」を策定し、これに基づくバスルートの見直しやパンフレットの作成などを進めています。
- ・『「涼しいまち」「生きもののいるまち」へ向けたまちづくり』については、農地の保全に向け、開発許可、農地転用基準の適正運用を推進しています。
- ・「水の循環が保たれたまちづくり」については、雨水浸透阻害行為基準の適正な運用を推進しています。
- ・「水害に強いまちづくり」については、下水道の整備、久田良木川排水機場の増強を推進しています。
- ・「既成市街地における狭あい道路の改善やオープンスペースとなる身近な公園の整備等による防災性の向上」については、2項道路の対策などを講じています。
- ・「地震・火災に強いまちづくり」については、耐震診断の補助やハザードマップの作成・公表などを進めています。
- ・「歩行者、自転車にやさしいまちづくり」、「憩い、交流できるまちづくり」については、大山川緑道事業により整備中です。
- ・「防災拠点の整備」については、地区レベルでの防災拠点の充実に向け、小学校区ごとに自主防災組織の立ち上げ、訓練等を通じて公園及び公共施設の活用を検討しています。
- ・「バリアフリーのまちづくり」については、道路は改良にあわせ推進しており、公園、主要な公共施設等の建築物のバリアフリー化は完了しています。
- ・「憩い、交流できるまちづくり」については、既設の緑道のポケットパークを有効活用しています。



## 8. 住民参加・地域協働に関する方針

### 【実施状況】

現行都市計画マスタープランの「住民参加・地域協働に関する方針」の施策（方針）は、本編 P71～72 に示しています。

施策(方針)数	3件
うち完了	0件
うち計画中・事業中	3件
うち未着手	0件

#### 計画中・事業中

- ・「生活道路、公園、緑道整備など計画立案における住民参加」及び「道路、公園、河川の維持、美化や農地活用などにおける住民参加」については、まちサポとの協働や通学路における安全点検プログラムなどを実施しています。
- ・「土地活用や適正な土地利用に関する住民の知識向上への取組み」については、総合計画などの計画策定に際して、住民参加を実施し、このような集まりに際して、専門家のまちづくりの考えなどを聞き・質問するなどより、学ぶ場ともなっています。



## 参考：現行都市計画マスタープラン 検証シート

## 1. 土地利用の方針

No.	頁	分野	項目	小項目	現行計画の位置づけ	進捗状況
1	40	2) 市街化区域の土地利用の方針	(1) 住居系土地利用	① 土地利用維持ゾーン	既成市街地においては、現在も残されている古くからの生活のたたずまいや、社寺境内林や宅地内の緑を活かし、静けさのある住宅地としての形を今後も維持するため、「土地利用維持ゾーン」として、現在形成されている低層住宅を主体とした良好な居住環境の保全に努めます。	計画中・事業中
2	41	2) 市街化区域の土地利用の方針	(1) 住居系土地利用	② 土地利用転換促進ゾーン	(都) 空港中央線北側の栄・東川地区は、「土地利用転換促進ゾーン」として、ゾーン内の低・未利用地の市街化を計画的に誘導し、良好な居住環境を持った住宅地を形成します。また市街化促進にあたっては、高層建築物と低層建築物の混在による居住環境の悪化を防止するため、高度地区の指定など、建築物の高さの規制・誘導を行うことを検討します。これにより、低層ないし中層の戸建、集合住宅が立地し、大山川、久田良木川の水辺空間を活かした暮らしやすい住宅地の形成をめざします。	未着手
3	41	2) 市街化区域の土地利用の方針	(1) 住居系土地利用	③ 土地利用再編ゾーン	南部の志水・流川・野田地区は、「土地利用再編ゾーン」として、工業・物流系土地利用と住居系土地利用の混在の解消を推進するため、地区計画制度等も活用し、住居系用途地域における産業系土地利用の新たな立地を防ぎ、国道41号沿道の準工業地域への工場、倉庫の移転促進等に努めます。また低・未利用地の市街化促進にあたっては、高層建築物と低層建築物の混在による居住環境阻害を防止するため、高度地区の指定など、建築物の高さの規制・誘導を行うことを検討します。これらの土地利用誘導により、低層ないし中層の戸建、集合住宅地と高層集合住宅地が適切に区分されたうえで、低・未利用地の活用により公園整備、また市街地内に残る農地がオープンスペースとして有効に活用された、緑豊かな住宅市街地の形成をめざします。	未着手
4	42	2) 市街化区域の土地利用の方針	(1) 住居系土地利用	④ 沿道住宅地区	大山川以北の国道41号沿道の地区については、日常生活の利便性の向上を図りながら、居住環境と調和した土地利用を維持・誘導します。	計画中・事業中
5	42	2) 市街化区域の土地利用の方針	(2) 商業系土地利用	① 広域交流拠点地区	旧空港区域の大規模集客施設を核として、広域な商圈の商業施設、アミューズメント施設等の立地誘導を図り、自動車やバスで円滑に利用され、買い物、レジャーを楽しむことができる広域交流拠点機能を充実します。	計画中・事業中
6	43	2) 市街化区域の土地利用の方針	(2) 商業系土地利用	② 沿道商業地区	大山川以南の国道41号の沿道については、自動車による広域からのアクセスが便利で沿道型商業施設等の立地優位性が高いことから、これらの商業施設等の立地を主体とした土地利用を維持・誘導します。	計画中・事業中
7	43	2) 市街化区域の土地利用の方針	(2) 商業系土地利用	③ 地域商業地区	(都) 豊山水分橋線と(都) 春日井稲沢線、(県) 名古屋空港線が交差する伊勢山交差点周辺を核として、町内を商圈とする地域密着型商業地の形成をめざします。ここでは、スーパーマーケットを始めとして、小売商業の店舗の増加を促し、また(都) 豊山水分橋線、(都) 春日井稲沢線など幹線道路の歩道部を活用することにより、徒歩、自転車による、安全・便利に日常の買い物が可能な商業地をめざします。	計画中・事業中
8	44	2) 市街化区域の土地利用の方針	(3) 工業・物流系土地利用	① 工業地区(航空宇宙関連産業)	既存の大規模工場、空港施設に隣接する旧空港用地及び空港隣接地の活用により、新たな工業地を形成します。ここでは、空港機能や既存産業と一体となった航空宇宙関連産業の研究開発、生産施設が立地する工業地をめざします。また、空港ターミナル施設及び航空関連企業等が立地する地区には、航空事業や航空・空港支援サービス業務に関連した土地利用の維持、増進を図ります。	計画中・事業中
9	44	2) 市街化区域の土地利用の方針	(3) 工業・物流系土地利用	② 工業地区(物流業務)	名古屋市中央卸売市場北部市場を核として、流通業務、飲食店等が立地する物流業務地区を配置します。ここでは、食品関連の物流倉庫、配送施設等の流通施設、食品加工等の工業施設とともに、飲食店、生花店等、一般住民も楽しめる商業系施設が立地する土地利用をめざします。なお、志水地区における住居系用途内の工業、物流施設は、物流業務地区への移転を促し、土地利用の集約に努めます。国道41号沿道には、沿道立地型の業務地として、主要幹線道路沿道の立地に適合するサービス施設や物流業務施設等が立地する土地利用を配置します。	計画中・事業中

No.	頁	分野	項目	小項目	現行計画の位置づけ	進捗状況
10	46	2) 市街化区域の土地利用の方針	(4) 公共公益的土地利用	①地域交流地区	役場、社会教育センター周辺地区には、行政・文化・教育施設が集中立地しており、住民の交流の場となるコミュニティの中核地区をめざし地域交流地区と位置付けます。ここでは、(都)豊山水分橋線、(都)空港中央線等により、徒歩、自転車で住民が集まり、にぎわいのある地区をめざします。 また、臨空公園(神明公園)、航空館boonを中心として、住民が日常的にレクリエーションを楽しめる地区を形成します。ここでは、大山川を利用し、徒歩、自転車で集まりやすい地区づくりをめざします。	計画中・事業中
11	47	3) 市街化調整区域の土地利用の方針	(1) 農業系土地利用	①農業地区	農地転用の基準の適正な運用により市街化調整区域の農地の保全を図ります。ここでは、農業の担い手が確保され、また心身の健康志向や食の安全への関心の高まりへの対応としての地産地消への取り組み、町民農園や学習農園等の地域還元型農業への活用を図り、継続性のある農業地域をめざします。	計画中・事業中
12	47	3) 市街化調整区域の土地利用の方針	(1) 農業系土地利用	②暫定農業地区	国道41号西側、一級河川大山川以南の市街化調整区域を暫定農業地区として配置します。 当地区は既に倉庫、工場等がスプロール的に立地していますが、当地区の農地は当面保全を図るものとしします。	計画中・事業中
13	47	3) 市街化調整区域の土地利用の方針	(2) 都市的土地利用	①産業立地誘導地区	神明地区の空港隣接地において、新たな工業地を形成します。ここでは、保全すべき農地との区分を明確にしたうえで、農業環境、住宅地環境との共存を図りつつ、空港機能と一体となった航空宇宙関連の先端技術産業の研究開発、生産施設の立地を誘導します。	計画中・事業中
14	48	3) 市街化調整区域の土地利用の方針	(2) 都市的土地利用	②地域振興関連地区(リザーブ用地)	広域交流拠点地区(大規模集客施設)の南側の中道地区を地域振興関連地区として配置します。ここでは、大規模集客施設のにぎわいを増進させるために、支援施設やアクセス道路等の基盤整備を一体的に行ない、広域交流機能の一層の充実を図ります。	計画中・事業中
15	48	3) 市街化調整区域の土地利用の方針	(2) 都市的土地利用	③土地利用検討地区	(都)豊山西春線南側に位置する高添地区は、既成市街地に連続し幹線道路アクセスの利便性が非常に高い地域であることから、今後の住宅地、工業地、公共公益施設の立地の受け皿として非常に有望な地域といえます。そのため、将来の土地利用のあり方を検討するとともに当面の無秩序な開発への規制に向けた方策を検討する地域としします。	計画中・事業中

## 2. 都市施設（道路交通体系）の整備方針

No.	頁	分野	項目	小項目	現行計画の位置づけ	進捗状況
16	50	2)骨格的な幹線道路のネットワーク形成方針	(1) 広域交通を処理する幹線道路(主要幹線道路)		国道41号及びその上部に整備されている名濃道路(自動車専用道路)を、本町と名古屋都心部及び岐阜県方面を結ぶ広域的な主要幹線道路として位置付けます。	計画中・事業中
17	51	2)骨格的な幹線道路のネットワーク形成方針	(2) 都市の骨格を形成する幹線道路(都市幹線道路・地区幹線道路)		(都)春日井稲沢線及び(県)名古屋空港線は、広域交流拠点、「食」の流通拠点、地域商業拠点を結ぶとともに、「都市のにぎわい軸」を形成する幹線道路として位置付けます。 なお本路線のうち、都市計画決定されていない一部の区間について、歩道部の確保等、道路改良を促進します。	計画中・事業中
18	51	2)骨格的な幹線道路のネットワーク形成方針	(2) 都市の骨格を形成する幹線道路(都市幹線道路・地区幹線道路)		(都)空港中央線は、名古屋空港及び既存の航空宇宙産業へのアクセス道路であると同時に、役場、社会教育センター等のコミュニティ拠点を結ぶ、「生活交流軸」を形成する道路と位置付けます。	完了
19	51	2)骨格的な幹線道路のネットワーク形成方針	(2) 都市の骨格を形成する幹線道路(都市幹線道路・地区幹線道路)		(都)豊山西春線及び(都)豊山水分橋線は、町の南北地域を結び、地域商業拠点、コミュニティ拠点を結ぶことから、「生活交流軸」を形成し、住民の日常生活を支える骨格的な幹線道路として位置付けます。なお本路線のうち、一部の未整備区間については、整備促進を図ります。	完了
20	51	3)自転車・歩行者ネットワークの形成方針	(1) 公共交通、自転車・歩行者ネットワークの主要軸を形成する幹線道路(都市幹線道路)		都市幹線道路のうち、特に(都)豊山水分橋線は、住民の日常生活を支える交通を集約し、安全・便利・快適に通行できる骨格的な幹線道路として位置付け、バス路線の利便性向上、歩行者、自転車の安全確保等を図ります。	計画中・事業中
21	51	3)自転車・歩行者ネットワークの形成方針	(2) その他の自転車・歩行者ネットワーク		地域の自転車・歩行者交通を安全に(都)豊山水分橋線へ誘導するために、主要な生活道路における歩道部の整備、拡充を図るとともに、河川用地等も活用し、自転車・歩行者ネットワークを形成します。	計画中・事業中
22	52	4)公共交通の形成方針	(1) 利用しやすいバス・ネットワークの形成		バス停留所の環境整備、利便性向上や交通弱者に配慮した施設改善を図ります。	計画中・事業中

## 3. 都市施設（公園緑地）の整備方針

No.	頁	分野	項目	小項目	現行計画の位置づけ	進捗状況
23	56	2) 公園整備の方針	(2) 公園の配置と整備の方針		街区公園は、幼児、高齢者等が日常的に利用する公園であり、休養や遊びの場として、また市街地内における緑とオープンスペースとして位置付け、整備を図ります。	未着手
24	56	2) 公園整備の方針	(2) 公園の配置と整備の方針		都市公園法における街区公園の標準規模（2,500㎡）を念頭に置きながら、地域特性に応じた面積を確保します。低・未利用地が多く残存し、今後の人口増加が予想される志水地区、栄・東川地区等においては、比較的まとまった用地を確保し整備を図ることとし、一方、低・未利用地が少なく、まとまった用地の確保が困難な地区においては、比較的小規模な公園を分散配置することとします。	未着手
25	56	2) 公園整備の方針	(2) 公園の配置と整備の方針		配置にあたっては、街区公園の標準誘致距離（250m）を考慮し、図2-5「公園配置の検討図」において表記した誘致距離内に1箇所の整備を目標とします。	未着手
26	56	2) 公園整備の方針	(3) 公園機能を補完する既存施設の活用		日常生活に密接にかかわる街区公園については、既存の児童遊園、社寺境内地（境内林）により機能の補完を図ります。	計画中・事業中
27	56	2) 公園整備の方針	(3) 公園機能を補完する既存施設の活用		近隣公園は、近隣コミュニティの中核としてスポーツや集会等の場となる空間であることから、豊山グラウンドを始めとする運動施設、学校・運動場の活用により機能の確保を図ります。	計画中・事業中
28	57	2) 公園整備の方針	(4) 緑のネットワークの整備方針		特に多くの利用者を想定する公園（臨空公園(神明公園)）へは、自転車・徒歩で安全に利用できる道路等のネットワーク形成を図ります。	計画中・事業中
29	57	2) 公園整備の方針	(4) 緑のネットワークの整備方針		身近な公園が備えるべき機能（緑の機能、休養機能、スポーツ機能、防災機能等）の整備にあたっては、既存施設の活用も含め、複数の施設が互いに機能補完できるよう配慮することとします。	計画中・事業中
30	57	2) 公園整備の方針	(5) その他の緑の保全・整備方針		安全、快適で、環境にやさしいまちづくりのため、緑豊かな市街地をめざし、公共施設、民有地の緑化推進や屋敷林の保全、また農地の保全等により、緑の保全と緑化の推進を図ります。	計画中・事業中

## 4. 都市施設（河川・下水道）の整備方針

No.	頁	分野	項目	小項目	現行計画の位置づけ	進捗状況
31	60	2) 河川の整備方針			一級河川大山川については、河川に沿った道路の有効活用により自転車、歩行者が安全で快適に通行し、水辺空間を楽しめる施設整備を図ります。 また、水路敷地のうち、既に歩行者通路が確保されている区間については、その維持・改善を図るとともに、自転車・歩行者ネットワークとして整備が望ましい区間については、今後、整備を検討します。	計画中・事業中
32	60	3) 下水道の整備方針			県、周辺関係自治体との連携により、公共下水道、流域下水道の計画区域である市街化区域の全域及び市街化調整区域のうち住宅が連担する区域において、下水道施設の円滑な整備を促進します。	計画中・事業中

## 5. 市街地整備の方針

No.	頁	分野	項目	小項目	現行計画の位置づけ	進捗状況
33	62	2) 市街地整備の方針	(1) 既成市街地における市街地整備の方針		「2項道路」の制度を徹底し、狭あい道路の改善を図るとともに、危険箇所の改善により安全な市街地環境を形成します。	計画中・事業中
34	62	2) 市街地整備の方針	(1) 既成市街地における市街地整備の方針		既成市街地内に残る低・未利用地の活用により、不足する公園、広場の確保を図ります。	未着手
35	63	2) 市街地整備の方針	(2) 市街化進行地域における住宅市街地整備の方針		主要な生活道路や街区公園等の公共施設については、基本的に個別事業として整備を推進します。	未着手
36	63	2) 市街地整備の方針	(2) 市街化進行地域における住宅市街地整備の方針		低・未利用地が多く残る地区において土地区画整理事業（組合施行）を行う場合には、地区の骨格となる道路や公園整備と一体的に行うなど、事業採算性が確保され、かつ公共施設の整備が効果的に行われるような区域設定を促します。	未着手
37	63	2) 市街地整備の方針	(2) 市街化進行地域における住宅市街地整備の方針		民間宅地開発業者による良質な住宅、宅地の供給を促すため、緑化率、最低敷地規模等の点で、町の開発指導要綱の徹底を図ります。	計画中・事業中
38	63	2) 市街地整備の方針	(3) 産業系市街地の整備方針		既存の航空宇宙産業に隣接する市街化調整区域において、新たな産業用地需要が高く、事業性が見込まれる地区では、市街化区域への編入を基本としつつ、周辺の住環境への配慮と調和を図りながら、計画的に産業機能を誘導します。	計画中・事業中
39	63	2) 市街地整備の方針	(3) 産業系市街地の整備方針		また、都市の活力の維持増進や地域活性化を目的とした良好な工業系・商業系の開発については、建築物の用途や道路施設などを適切に配置した地区計画などにより、開発誘導します。	計画中・事業中
40	63	2) 市街地整備の方針	(3) 産業系市街地の整備方針		必要に応じて、産業立地の基盤となるアクセス道路整備を行います。	計画中・事業中

## 6. 景観形成の方針

No.	頁	分野	項目	小項目	現行計画の位置づけ	進捗状況
41	66	2) 景観形成の方針	(1) 豊山町の「顔」をつくる		空港ターミナル、大規模集客施設、名古屋中央卸売市場北部市場のアプローチ部など、本町の拠点となる施設とその周辺地区において、特徴のある景観を保全、形成することにより、豊山町の「顔」となる景観のポイントをつくります。	計画中・事業中
42	66	2) 景観形成の方針	(2) 良好な沿道景観をつくる		本町の主要な交通及び土地利用の軸となる道路において、道路緑化、沿道宅地の緑化、屋外広告物規制等により良好な都市景観の軸を形成します。	計画中・事業中
43	66	2) 景観形成の方針	(3) うるおいのある市街地景観をまもり・つくる		住宅地における緑豊かで落ち着いたたたずまいのある町並み景観を維持し、また新たに緑化を推進し、質の高い居住環境を形成するため、地区計画等による、まちづくりのルールづくりについて住民と協働で検討します。	未着手
44	66	2) 景観形成の方針	(3) うるおいのある市街地景観をまもり・つくる		工業地においては、周辺環境との調和を図るため、緩衝帯などの緑化を促進するとともに、都市の活力の表現となる工場独特の景観についても配慮します。	計画中・事業中
45	66	2) 景観形成の方針	(4) 緑豊かで秩序ある田園景観をまもり・つくる		日常生活に身近な河川を活かした水と緑の景観形成や緑に親しむことができる歩行者空間づくり、並木づくりなど、みどりのネットワークを形成します。大山川の緑豊かな水辺景観の美化、それに沿った道路、宅地の緑化などにより、水と緑の景観軸を形成します。	計画中・事業中
46	66	2) 景観形成の方針	(4) 緑豊かで秩序ある田園景観をまもり・つくる		臨空公園（神明公園）の緑化充実により、憩いの空間における緑の拠点を形成します。	計画中・事業中
47	66	2) 景観形成の方針	(4) 緑豊かで秩序ある田園景観をまもり・つくる		田園風景は、より身近な都市景観の貴重な資源ととらえることができます。市街化調整区域において、農地として保全すべき区域を明確にすることで、田園景観の保全に努めます。	計画中・事業中



## 7. 環境共生・防災・人にやさしいまちづくりの方針

No.	頁	分野	項目	小項目	現行計画の位置づけ	進捗状況
48	68	2) 環境共生のまちづくりの方針	(1) 過度に自動車に依存しないまちづくり		公共交通の利便性向上、自転車交通の利便性、安全性向上などにより、過度に自家用車に依存しないまちづくりをめざします。	計画中・事業中
49	68	2) 環境共生のまちづくりの方針	(2) 「涼しいまち」「生きもののあるまち」へ向けたまちづくり		公共施設（道路、公園等）や公益的建築物の敷地内、屋上、壁面等の緑化推進、民間開発（住宅地、工業地等）における緑化基準の強化などによる都市の緑化により、地表温度の上昇を防ぎ、また多様な生物が生息できる環境を形成します。	計画中・事業中
50	68	2) 環境共生のまちづくりの方針	(2) 「涼しいまち」「生きもののあるまち」へ向けたまちづくり		市街化進行地域の農地の都市的な活用と市街化調整区域の農地の保全を図ります。	計画中・事業中
51	69	2) 環境共生のまちづくりの方針	(3) 水の循環が保たれたまちづくり		雨水の流出抑制調整機能を有する農地の適正な保全、浸透性舗装の導入と地下水還元型集水施設などによる雨水の有効利用を検討します。	計画中・事業中
52	69	3) 都市防災の方針	(1) 水害に強いまちづくり		雨水による浸水被害を抑制するため、河川改修をはじめ、排水路や公共下水道の整備を推進します。	計画中・事業中
53	69	3) 都市防災の方針	(1) 水害に強いまちづくり		東海豪雨のような集中的な大雨に備えるため、新川流域の治水対策を促進します。	計画中・事業中
54	69	3) 都市防災の方針	(2) 地震・火災に強いまちづくり		既成市街地における狭あい道路の改善や、オープンスペースとなる身近な公園の整備等により、防災性の向上を図ります。	計画中・事業中
55	69	3) 都市防災の方針	(2) 地震・火災に強いまちづくり		災害時の安全性を確保するため、避難路・避難場所の沿道や周辺地域の建築物の耐震化を促進します。	計画中・事業中
56	69	3) 都市防災の方針	(2) 地震・火災に強いまちづくり		ハザードマップの作成・公表などの防災に関する情報提供に努め、町民の防災意識の向上を図ります。	計画中・事業中
57	69	3) 都市防災の方針	(3) 歩行者、自転車にやさしいまちづくり		狭あい道路の改善を図るとともに、地区の骨格となる主要な生活道路において歩道の確保を図ります。また、特に生活交流軸においては、自転車と歩行者が安全に共存できるような道路整備を検討します。	計画中・事業中
58	69	3) 都市防災の方針	(4) 防災拠点の整備		地区レベルでの防災拠点機能の充実のため、公園の整備と公共施設の活用を検討します。	計画中・事業中
59	70	4) ひとにやさしいまちづくりの方針	(1) バリアフリーのまちづくり		道路、公園や主要な公共・公益的建築物、公共交通（バス停留所とその関連施設）など、多くの住民が利用する空間において、都市基盤施設と建築物を一体としたバリアフリー化をめざします。特に生活交流軸や都市のにぎわい軸等、多くの住民が利用する道路における通行のしやすさに配慮し、「ひとにやさしいまちづくり」をめざします。	計画中・事業中
60	70	4) ひとにやさしいまちづくりの方針	(2) 憩い、交流できるまちづくり		まちかどにおける小空間（ポケットパーク）を充実し、徒歩や自転車利用者にとっての憩いの場所、また、近隣住民が交流できるスペースとして活かします。	計画中・事業中

## 8. 住民参加・地域協働に関する方針

No.	頁	分野	項目	小項目	現行計画の位置づけ	進捗状況
61	72	3) 住民参加の促進方策	(1) 生活道路、公園、緑道整備などの計画立案における住民参加		従来の公共事業は、行政が計画から実施までを行うのが一般的とされてきましたが、今後の住民の生活に密着した都市基盤施設の整備にあたっては、住民参加形式による推進をめざします。 生活道路や公園・緑道の整備に際しては、計画段階におけるワークショップ開催など、住民のアイデアを取り入れた計画作成を行うこととします。	計画中・事業中
62	72	3) 住民参加の促進方策	(2) 道路、公園、河川の維持、美化や農地活用などにおける住民参加		道路、公園、河川等の公共施設や、社寺境内林など、民有地ながら住民にとって重要な緑地資源の維持、美化、緑化推進を図るためには、行政のみでなく近隣住民も参加する取組みが必要であることから、住民参加を支援します。 市街化区域内農地の都市的農業としての暫定的な活用、市街化調整区域における農地の維持・保全にあたっては、土地を所有する農家のみならず、多様な主体が参画できる取組みを支援し、促すこととします。	計画中・事業中
63	72	3) 住民参加の促進方策	(3) 土地活用や適正な土地利用に関する住民の知識向上への取組み		都市計画に定める土地利用のルールに従った土地の適正かつ有効な活用を進めるためには、土地所有者をはじめ、共通の課題をもつ住民が、専門家とともにまちづくりについて学ぶ場が必要であり、その充実を図ります。	計画中・事業中

